

平成 28 年 4 月 18 日
事業局国際部

平成 28 年熊本地震にかかる海外救援金の取り扱いについて

1. 日本赤十字社としての海外からの支接受入について
 - (1) 今回の熊本地震に関して、日本赤十字社は国際赤十字・赤新月運動を通じた支授要請は行わない。
 - (2) 海外の赤十字・赤新月社、政府、個人等からの自発的な寄付の申し入れについては海外救援金として受け入れる。この場合、使途指定については、原則的に受け入れない。
2. 日本赤十字社が受領した海外救援金の使途について
 - (1) 海外救援金は、日本赤十字社の被災者支援等に活用する。
3. 海外救援金の使途報告について
 - (1) 海外救援金受領額、使用額、活動報告については、日本赤十字社が報告書を作成し、それを日本赤十字社ホームページ上に掲載する。
4. 海外救援金受入口座等
 - (1) 専用銀行口座を開設する。
 - (2) 受付期間は平成 28 年 6 月 15 日までとする。
 - (3) 受領証の発行は原則として行わない。(希望する場合については、対応可能。)